

第 3 0 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、結論において妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年10月31日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

緑区の土地Aに建設中の建売住宅に関連して隣接地との敷地境界の既存擁壁の構造実体について宅地規制係殿が実施した現地調査の結果（擁壁構造）がわかる文書。（平成28年 4月～ 6月実施）

2 同年11月14日、実施機関は、本件公開請求に対して、隣地との敷地境界の既存擁壁の現地調査資料（以下「本件行政文書」という。）を特定し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年11月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、次のとおり主張している。

本件行政文書は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191号。以下「宅造法」という。）の調査に係るものであり、市の機関が行う指導事務に関する情報であって、これらの情報を公開することにより、将来の同種の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 5号に該当し、非公開とします。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書及び補足説明においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書は、宅造法上の適否について明示したものではなく、造成主の財産に関する情報を示す資料となる。

(2) 宅造法の許可を要する擁壁の場合、宅造法第18条第1項による立入検査を行うことが可能であり、これを拒めば、罰則の適用があるが、本件公開請求に係る既存擁壁は宅造法の許可を要しない構造物であり、本来、立入検査の対象でないものの、市民からの要望があったため、造成主の任意の協力のもとに現地調査を行ったものである。

それにもかかわらず、調査結果が公開されることとなれば、造成主が公開を恐れ、現地調査について協力を得ることが困難になることは明白であり、将来の同種の事務の遂行に支障をきたすことになる。

(3) 宅造法第18条第1項による立入検査は、土砂災害防止を趣旨とするものであるが、調査内容等の情報公開が認められた場合、不動産取引を行おうとする者が、特定の物件について取引を有利に進めるために、本来知り得ない擁壁の構造等を実施機関に調査させ、その結果を情報公開により入手することが可能となり、濫用行為につながりかねない。

このような宅造法の趣旨に反する行為が増加すると、今後、同様の事務の適切な遂行に支障をきたすことになる。

(4) 本件公開請求に係る既存擁壁は、宅造法の許可を要さず、本来検査することのない構造物であり、これについての調査結果を公開することは宅造法規定を超える調査についての結果を公開することになり、上記(3)のような濫用行為を助長させることになりかねない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関が、業者の事前相談及び審査の申告内容に疑義があるとの申立てを受けて現地実態調査をすることは、違反取り締まりのための普通の行為である。この行為と結果の公開が、将来の同種の指導業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられず、市が公正な業務執行に関する説明責任を果たすことを目的とする情報公開制度の根幹にもとるものである。

(2) 実施機関は、本件行政文書は造成主の財産に関する情報だと主張するが、

本件公開請求に係る現地調査は、審査請求人の証拠をもってする違法申立てを実施機関が適切に処理するために不可欠なものとして行われたのであり、造成主の申請内容及び実施機関の判断の宅造法上の適否に関する重要な証拠である。

- (3) 建築主が敷地に付随して崖を掘削する場合、宅造法で許可が不要であつても、建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「建基法」という。）第19条第 4項の要件を満たさなければならず、これに反する擁壁は違法である。

実施機関は、違反の疑いの証拠を入手すれば調査しなければならないのであり、強制調査の権限は、建基法第12条第 5項及び第 6項並びに宅造法第18条で実施機関に与えられている。

- (4) 任意調査に協力がなければ、実施機関に与えられた強制調査権を行使するべきであり、これにより実施機関の違反取り締まりの断固たる意思を示すことこそが、将来の悪意ある違反建築の企ての抑止になる。

任意の現地調査への造成主の協力が得られなければ、違反取り締まりのための現地調査が困難になるというのは、事を穩便に済まそうとする安易な違反取り締まりの実態を正当化するための詭弁に他ならない。

- (5) 意図的に違反を企てる造成主等が、公開されるなら応じないというような任意調査で真実を簡単に話すとは考えられず、調査結果が公開されるという状況であってこそ潜在的違反建築主の任意調査への協力が得易くなり、もって、強制調査が必要になる場合も減るというのが、情報公開の効用に関する社会で確立した常識である。

- (6) 何人であれ実施機関に擁壁に関する調査を求める機会としては、違反調査の申立てしかなく、実施機関は申立ての動機の如何に係わらず法令違反の具体性がなければ却下し、法令違反の具体性があれば調査し、違反には是正命令を出さなければならないのであるから、情報公開制度の悪用の企図が現実になったとしても、直ちに無駄な立入検査の増加を招くことにはならない。

- (7) 情報公開の請求者は、条例第 4条に基づき、入手情報を第三者の権利を侵害するがないように適正に使用しなければならないのであり、入手情報を不動産取引で不当に有利に進めるために用いることはできない。

このような悪用を目的とする立入検査の実施要請あるいは情報公開請求を見分けることも難しくない。

(8) 実施機関は、本件行政文書は宅造法規定の必要を超える文書であり、本件行政文書の公開が立入検査と情報公開請求の濫用を助長すると主張しているが、宅造法の許可が不要な擁壁も含めて、すべての違反申立てに無条件で応じて立入検査を行うというあり得ない状況を前提にした詭弁を基礎としている。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、市民からの要請を受け、宅造法による許可を要しない物件の擁壁について、実施機関が造成主の任意協力のもとに現地調査（以下「本件現地調査」という。）を行った結果、作成されたものである。

4 争点について

実施機関及び審査請求人の主張によれば、争点は、上記 1に掲げるとおりであると認められる。

しかしながら、本件公開請求は、特定の土地（以下「特定物件」という。）の地番を名指しして行われたものであり、特定物件及び特定物件の擁壁（以下「特定物件等」という。）の所有者、管理者、居住者等（以下「所有者等」という。）に関する情報であることが明らかであることから、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 1号又は第 2号の非公開情報を公開することになるとして、本来、条例第 9条の規定により、

その存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否すべきものに該当する可能性があるため、この点について検討する。

5 条例第 9条該当性について

(1) 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7条第 1項各号に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否（「以下「存否応答拒否」という。」）できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、所有者等に個人が含まれる場合において、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 1号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件公開請求は、特定物件の擁壁について本件現地調査が行われたことを前提になされたものであり、本件行政文書の存否に係る情報は、本件現地調査を行った事実の有無を明らかにするものである。すなわち、本件現地調査を行うに至った経緯として、特定物件の擁壁に関して何らかの問題が生じていることを推認させる事情の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

ウ そして、所有者等にとっては、本件存否情報は自身の社会的評価や特定物件等の資産価値に悪影響を及ぼすおそれがあることから、通常他人に知られたくない情報を明らかにするものであると認められる。

エ また、本件現地調査について新聞報道等を通じて社会に広く知られている状況が認められれば、公知情報として本件行政文書を特定することも考えられるが、審査請求人及び実施機関の主張からは、本件存否情報について、所有者等や近隣住民等といった直接知り得る者のほかに、広く知られている事実を窺わせる事情は認められない。

オ 以上のことから、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 1号の非公開情報を公開することになると認められる。

(3) 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

次に、所有者等に条例第 7条第 1項第 2号に定める法人等が含まれる場合又は所有者等が個人であっても特定物件の擁壁に係る情報が事業を営む個人の当該事業に関する情報である場合において、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、同項第 2号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、法人等又は事業を営む個人（以下「当該法人等」という。）の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

イ 本件行政文書は、当該法人等が所有者等となっている特定物件の擁壁について、実施機関が本件現地調査を行った結果作成されたものであることから、当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

ウ そして、上記(2) イ同様、本件行政文書の存否を答えることにより、本件存否情報が明らかになると、所有者等にとっては、保有する財産や事業活動について風評を招き、社会的評価や特定物件等の資産価値に悪影響を及ぼすおそれがあることから、所有者等に明らかに不利益を与える情報を明らかにするものであると認められる。

エ また、本件存否情報の公知性については上記(2) エのとおりであり、公知情報として本件行政文書を特定すべき事情も認められない。

オ 以上のことから、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 2号の非公開情報を公開することになると認められる。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、特定物件の擁壁が法令違反であると自身が抱いた疑義をもとに主張しているが、当審査会は宅造法及び建基法に係る違法性判断の権限を有しておらず、特定物件の擁壁が宅造法及び建基法に違反している事情も窺えないため、この主張をもとに本件存否情報を明らかにすべきか否かを判断することはできない。

イ さらに、本件公開請求に係る現地調査は、審査請求人の申立てをもとに行われたものであり、本件行政文書は重要な証拠であると主張している。

しかしながら、上記 2のとおり、条例は、市民の知る権利を尊重するとともに、憲法が定める地方自治の本旨に由来する、説明する責務を全うするためのものであり、条例第 5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる」と規定し、何人にも公開請求権を認めている。

このため、実施機関は、条例第 7条第 1項各号に基づいて公開等の判断を行うものであり、この場合、属人的な事情や請求の目的等を考慮して公開決定等をするものではなく、公開請求者が誰であれ、同一の請求内容であれば同一の決定をすべきものであることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(5) 以上のことから、本件行政文書の存否を答えることにより、条例第 7条第 1項第 1号又は第 2号の非公開情報を公開することになるため、本来、存否を明らかにしないで非公開決定を行うべきであったと認められる。

しかしながら、実施機関は原処分において、既に本件行政文書の存否を明らかにしており、このような場合に原処分を取り消して改めて存否を明らかにしないで非公開決定を行う意味は無く、結論において妥当と言わざるを得ない。

6 したがって、上記 1に掲げた争点については、上記 5のとおり、本件行政文書は、本来、存否を明らかにしないで非公開決定を行うべきであったと認められると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年月日	内 容
平成28年12月14日	諮詢書の受理
平成29年 1月13日	実施機関の弁明書の写しを受理
1月20日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月20日	審査請求人の反論意見書を受理
令和元年12月20日 (第24回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 1月17日 (第25回第 1小委員会)	実施機関の意見を聴取
同日 (第25回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
6月26日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久